[Clganka:0431]診療報酬に関する連絡

アカウント: 岡本康宏

件 名: [Clganka:0431]診療報酬に関する連絡

差出人: ueta@shinseikai.or.jp 日 時: 2024/08/14 15:40:35

宛 先: jgankadr@shinseikai.or.jp,kawanishi@shinseikai.or.jp,clganka@shinseikai.or.jp

ラベル: アイセンタークラーク

添 付:

眼科Drの皆様、川西副主任、医療秘書課の皆様

お疲れ様です☆

今月の富山眼科医報に乗っていた、診療報酬に関連するものです。 共有します。

植田芳樹

令和6年8月富山眼科医報 審查委員部会報告

1.

受診先が決まっていない場合には、B009診療情報提供料(1)は算定できないとされているが、その場合実費徴収は可能でしょうか?

可能な場合、実費として250点に相当する2500円、もしくは消費税分を含む2750円を 請求可能でしょうか?

検討結果:

患者さんに受診を希望する病院または医院が決まったら連絡してもらい、診療情報提供書(1)を移転先の住所へ郵送する旨を伝えてはどうか

(提供料は最後の受診時に徴収する旨も伝える)。

2.

裂孔原性網膜剥離に対して「K280 硝子体茎顕微鏡下離断術」を施行し、数日以内に 新たな網膜裂孔が確認されたという詳記で網膜光凝固術をおこなった場合、

「K276 網膜光凝固術」の算定は認められるでしょうか?

検討結果:

手術から数日以内に行われた光凝固は一連とみなされ、K276網膜光凝固術は請求できない。

3.

斜視訓練、弱視訓練はリハビリテーションの項目で135点算定できますが、訓練の内容について詳しい規定などはないと思います。

あるクリニックでは、以前より訓練料135点に加えて、立体視などの両眼視機能検査、輻輳検査などを同時に加算した請求が多数みられます。

斜視・弱視訓練では視力や斜視などの検査も同時請求できるのか、または訓練料に含まれるものなのか、ご意をお願いします。

検討結果:

訓練と検査は別なので同時請求は可能と考える。

ただし、訓練は受診毎に請求できるが、その都度検査料も請求してくる場合は、返戻して視力検査や斜視検査等も同時請求した理由を詳記してもらうのが望ましい。

4.

黄斑剥離の診断名で1回目の手術は、硝子体手術と水晶体再建術(IOLなし)で算定し、その1週間後頃に2回目として水晶体再建術(IOL挿入)を算定する施設があります。現代の眼軸長測定は、光学的眼軸長測定機器が発展しており黄斑剥離例でも眼軸長はおおよそ可能と思われます。

以前に当該施設に文書連絡をしたところ、「視軸で眼軸長を測定できたか不明(不安)のため、手術は二期的に行っている」と返答がありました。

短期間での二度の手術のため、保険者からも社会事務局からも疑義がよく生じています。

また、患者にとっても時間、費用、ストレスなどの負担は大きいと思います。 これは全例認めてもよいものでしょうか?

検討結果:

返戻して詳記を求めるが、網膜剥離手術では術者の主義もあり、査定は難しい。